# 告示

**○法務省告示第十二号**

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年一月八日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡岩井町久枝五百七十三番地

小澤　柘五郎

**○法務省告示第十三号**

千葉県南房総市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十七年一月八日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡長尾村滝口五千二百四十四番地

早川　金之助

**○法務省告示第十四号**

千葉県市原市役所備付けの次の一の戸籍及び同市役所保存の次の二の除籍が滅失した。

平成二十七年一月八日

法務大臣　上川　陽子

一　千葉県市原郡五井町五井六千二百九十八番地　永島　平藏

二　千葉県市原郡五井町五井六千二百九十八番地　永島　平吉

**○法務省告示第十五号**

千葉県南房総市役所保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成二十七年一月八日

法務大臣　上川　陽子

千葉県安房郡白浜町白浜六千五十五番地

髙野　萬藏

**○法務省告示第十六号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月八日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表協同ゴム工販株式会社の項を削り、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 三協立山株式会社 | 富山県高岡市早川七十番地 | 鋳造 |

第二号ハの表に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 協同ゴム工販株式会社 | 静岡県富士宮市内房字中一色四千九百三十四番地の二 | 機械保全 |

**○法務省告示第十七号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月八日

法務大臣　上川　陽子

第二号イの表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 株式会社日進製作所 | 京都府京丹後市峰山町千歳二十二番地 | 機械検査 |

第二号ロの表株式会社千賀屋の項中「加熱性水産加工食品製造業」の下に「、非加熱性水産加工食品製造業」を加える。

**○法務省告示第十八号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月二十九日法務省告示第三百八十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月八日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表株式会社竜製作所の項中「電気機器組立て」の下に「、機械加工」を加える。

**○財務省告示第二号**

分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を平成二十七年一月五日に変更したので、分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）第四条第一項の規定に基づき、分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件（平成十五年一月財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月八日

財務大臣　麻生　太郎

「、アール・ビー・エス証券会社東京支店」を削る。

**○農林水産省告示第五十号**

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十六年五月二十三日に消滅したものとみなされる。

平成二十七年一月八日

農林水産大臣　西川　公也

1　登録番号　第6427号
2　登録年月日　平成10年5月22日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　シルクロイヤル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
中島均
岐阜県安八郡輪之内町四郷323

1　登録番号　第6432号
2　登録年月日　平成10年5月22日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　ボールサン
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ジャパンアグリバイオ株式会社
静岡県浜松市中区板屋町110番地の5

1　登録番号　第6434号
2　登録年月日　平成10年5月22日
3　農林水産植物の種類
Rosa L.
4　登録品種の名称　ポールデル
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
ジャパンアグリバイオ株式会社
静岡県浜松市中区板屋町110番地の5

**○農林水産省告示第五十一号**

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十六年五月二十七日に消滅したものとみなされる。

平成二十七年一月八日

農林水産大臣　西川　公也

1　登録番号　第20783号
2　登録年月日　平成23年5月24日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum x morifolium Ramat.
4　登録品種の名称　秀芳の旭
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
佐藤淳一
広島県福山市新市町大字金丸673番地
山手俊子
広島県福山市新市町大字金丸673番地

1　登録番号　第20790号
2　登録年月日　平成23年5月24日
3　農林水産植物の種類
Cucumis melo L.
4　登録品種の名称　エリーナ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社萩澤育種研究場
北海道恵庭市西島松418番地の3

1　登録番号　第20791号
2　登録年月日　平成23年5月24日
3　農林水産植物の種類
Cucumis melo L.
4　登録品種の名称　キングナイス
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社萩澤育種研究場
北海道恵庭市西島松418番地の3